



STANDARD

2023年6月30日

各位

会社名 株式会社ジェイホールディングス
代表者名 代表取締役社長 眞野 定也
(コード:2721 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 中山 宏一
(TEL. 03-6455-4278)

連結子会社の事業の休止等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社アセット・ジーニアス(以下、「AG社」といいます。)に関して、

【1】AG社が行うWeb事業の休止

【2】AG社の代表取締役の異動

【3】AG社を原告とする債権譲渡代金等請求訴訟の提起

を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

【1】連結子会社の事業の休止について

1. 当該連結子会社の概要

(2023年6月30日時点)

(1) 名称	株式会社アセット・ジーニアス	
(2) 所在地	東京都港区麻布十番一丁目7番10号	
(3) 代表者の役職氏名	代表取締役 中山 宏一	
(4) 事業内容	WEBサイトの企画、制作、構築、運営に関するコンサルティング業務	
(5) 資本金	10百万円	
(6) 設立年月日	2013年6月3日	
(7) 大株主及び持株比率	当社 100.0%	
(8) 当該会社との関係	資本関係	当社が100.0%出資する連結子会社であります。
	人的関係	代表取締役には当社取締役が就任しております。
	取引関係	当社は当該会社に対して事業資金を貸付けております。

(9) 当該会社の最近 3 年間の営業成績及び財政状態			(単位:百万円)
決算期	2020 年 12 月期	2021 年 12 月期	2022 年 12 月期
純資産	▲49	▲57	▲156
総資産	52	97	1
売上高	0	6	2
営業損失	▲17	▲7	▲9
経常損失	▲15	▲7	▲9
当期純損失	▲14	▲7	▲99

2. 事業休止の理由

当社では、2023 年 5 月 12 日付「2023 年 12 月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」にて公表の通り、AG 社が行う Web 事業については、従来の動画広告営業に加えて、今後当社グループが注力する環境ソリューション事業及び産業廃棄物処理業者に対する金融サービス事業と連携し、インターネット広告の分野で新たな事業及び収益源を確保すべく試行してまいりましたが、2023 年 12 月期第 1 四半期においても売上高を計上できず、3.6 百万円の営業損失を計上したことから、当社グループの経営資源の選択と集中の観点から AG 社の事業についてはこれを休止するとの判断に至ったものであります。

3. 事業休止の日程

- (1) 当社取締役会決議 2023 年 6 月 30 日
- (2) 事業休止(予定) 2023 年 7 月 1 日

4. 事業休止に伴う損失額及び今後の見通し

(1) 当社個別業績に与える影響

当社から AG 社に対する出資金については、既に2014年12月期における当社個別決算にて出資金全額(10 百万円)の株式評価損を計上し、また AG 社に対する債権についても 2019 年 12 月期から 2022 年 12 月期にかけて債権全額(156 百万円)に対して貸倒引当金繰入額を計上しており、事業休止による新たな損失は発生いたしません。

(2) 当社連結業績に与える影響

AG 社が所有する固定資産は既に全額減損済であるため、事業休止による新たな減損は発生せず、したがって当社連結決算においても AG 社の事業休止による新たな損失は発生いたしません。

したがって、当該事業休止に伴う当社 2023 年 12 月期決算に与える影響は軽微であります。今後開示すべき事項が生じた場合には速やかに公表いたします。

【2】 連結子会社の代表取締役の異動について

1. 代表取締役の異動

(1) 異動の内容

氏名	新役職名	現役職名
ほんだ こうすけ 本多 洸亮	—	株式会社アセット・ジーニアス 代表取締役
なかやま こういち 中山 宏一	当社取締役 管理本部長 株式会社アセット・ジーニアス 代表取締役	当社取締役 管理本部長

(2) 異動の理由

本多洸亮が一身上の理由により AG 社の代表取締役を辞任すること、本書【2】(4)に記載の通り AG 社を原告とする訴訟の提起を行う必要があることから、当社取締役管理本部長である中山宏一(以下、「中山」といいます。)が AG 社の代表取締役に就任いたします。なお、中山の AG 社代表取締役就任予定日は、2023 年 6 月 30 日となります。

(3) 新任代表取締役の略歴

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式数
なかやま こういち 中山 宏一 (1978 年 5 月 12 日 生)	2011 年 7 月 2013 年 12 月 2016 年 6 月 2016 年 12 月 2017 年 10 月	株式会社グリムス入社 夢の街創造委員会株式会社(現 株式会社出前館)入社 当社入社管理本部長 当社取締役就任(現任) 公認会計士登録	—株

(4) 当社及び当社子会社間で取締役の兼任が生じることの説明

当社が 2020 年 8 月 17 日付で東京証券取引所に提出した改善報告書に記載の通り、当社の過年度決算(自 2017 年 12 月期第 2 四半期報告書 至 2019 年 12 月期第 3 四半期報告書)において不適切な会計処理が生じた事実を重く受け止め、同様の事案の再発や新たな不祥事の発生を未然に防止すべく再発防止策(以下、「本再発防止策」といいます。)を策定し、実施してまいりました。

本再発防止策の一つとして、当社及び当社子会社間での取締役の兼任の解消を掲げ、子会社管理規程において当社及び当社子会社間での取締役の兼任を禁止事項とする旨の改定を 2020 年 8 月 27 日付当社取締役会にて決議しております。

当社では、今般、本書【1】に記載の通り AG 社の事業を休止すること、また本書【2】に記載の通り AG 社の代表取締役が辞任することから、AG 社の清算も検討いたしましたが、以下記載の AG 社を原告とする訴訟の提起を行うためには AG 社の法人格を継続することを推奨する旨の当社顧問弁護士からの意見を踏まえ、本件訴訟の維持のみを目的として AG 社の法人格を継続することといたしました。

上述の通り、当社では当社及び子会社間での取締役の兼任を禁止しておりますが、訴訟に

関する業務については管理本部が管掌していること、兼任を回避するために別途人件費を支出して新たな取締役を選任することの合理性などについて、当社コンプライアンス委員会に諮ったところ、AG社が本件訴訟の維持のみを行う限りにおいては、管理本部長をAG社の代表者として訴訟管理を行わせることは業務の効率、経済性において合理的であるとの意見を得たことから、特例として当社取締役管理本部長の中山宏一をAG社の代表取締役として選任したものであります。なお、今後AG社において本件訴訟の維持以外の業務を行うことになった場合には、自己監査を回避すべく業務開始に先立ちAG社の代表者変更を行います。

【3】 連結子会社による訴訟の提起について

1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (2) 提訴年月日 | 2023年7月 中旬(予定) |

2. 訴訟を提起する者

- | | |
|---------|-------------------|
| (1) 名称 | 株式会社アセット・ジーニアス |
| (2) 所在地 | 東京都港区麻布十番一丁目7番10号 |
| (3) 代表者 | 代表取締役 中山 宏一 |

3. 訴訟を提起する相手

- | | |
|--------|-------------------|
| (1) 名称 | 株式会社シンクコミュニケーションズ |
|--------|-------------------|

4. 訴訟内容及び請求金額

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 訴訟内容 | 債権譲渡代金等請求訴訟 |
| (2) 請求金額 | 90,135,600円 |

5. 訴訟に至った経緯、及び理由

当社は、2023年2月3日付「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表の通り、AG社が2021年10月15日付で相手方と締結した債権譲渡契約に関して2022年12月20日の支払期限を経過した後も90百万円が未回収となっており、その後相手方に対して支払いの督促を行ってまいりましたが、相当期間経過後も回収に至っていないことから、顧問弁護士と協議の上、上記訴訟を提起することといたしました。

6. 今後の見通し

2023年2月3日付「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表の通り、2022年12月期において、相手方に対する債権全額に対して貸倒引当金繰入額を計上済であり、本件訴訟による新たな損失は発生いたしません。また、本件訴訟にかかる今後の経過につきましては適宜公表を行います。

以上